平成２２年（フ）第１６７２３号
東京都新宿区中落合３丁目23―17　塚原方
債務者　鳴海　史江（旧姓塚原）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩樹
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７４３号
東京都北区田端新町１丁目26―１―401
債務者　南口　順子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　直人
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８０２号
東京都江戸川区東葛西６丁目23―16―303
債務者　菊池　和宏
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　将則
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１５０号
東京都西東京市保谷町３丁目１－６―205
債務者　本庄多津子（旧姓山北）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田治　之佳
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５６号
神奈川県横浜市青葉区桜台１―79―202
債務者　荒川　慶子（旧姓清藤）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　大三
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４３９号
広島市佐伯区杉並台44番地11
債務者　櫨川　静彦
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４３号
広島市中区舟入本町４番22―201号
債務者　田中　信行
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８２号
広島県安芸郡海田町新町７番７号
債務者　川上　公貴
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９８号
愛媛県松山市別府町158番地１　コーポぎんれい201号
債務者　片岡　由美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
愛媛県今治市延喜甲295番地11
債務者　越智　　司
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８２号
愛媛県今治市北日吉町３丁目１番43号、旧住所愛媛県今治市北日吉町１丁目３番15号
債務者　廣瀬みちよ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６５３号
高知市青柳町62番地１　ロゼⅡ―107号
債務者　公文　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６５号
高知県南国市小籠２丁目７番５―308号
債務者　伊藤　未智
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６７号
高知市薊野中町12番４号　ロイヤル薊野302号
債務者　川村　三枝
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８２号
高知市神田207番地　県住船岡南団地Ｒ２―３号
債務者　渡邊あゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８４号
高知県南国市田村乙2607番地
債務者　横田　五月
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８８号
高知市東石立町12番地
債務者　市野　和美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
高知地方裁判所破産係